

保育園等の園外活動の安全確保を求める意見書

5月8日には滋賀県大津市で、同月15日には千葉県市原市で、いわゆるお散歩中の保育園児と保育士が巻き込まれる交通事故が発生した。そもそも日本は、諸外国に比べて交通事故の死亡者に占める歩行者の割合が高く、歩行者が死傷する事故が後を絶たない。

園庭のあるなしにかかわらず、園外での遊びは子どもの発達に重要な活動であることから、事故を契機に抑制するのではなく今後も積極的に行っていくためにも、園外での安全確保が極めて重要である。本市においても、市内の保育園等全園で園外保育が行われている中、いわゆるヒヤリハット事案も報告されており、散歩のときに危険を感じる箇所があり注意しているとの現場の声が寄せられている。保育現場の意見を踏まえた、より抜本的な安全点検、安全対策が求められている。

子どもたち及び保育士等職員が安全に園外活動を行えるよう、行政各部門並びに道路管理者や警察等関係各局が連携して横断的な対策に取り組むことが必要である。また、園外活動の安全及び日常の保育の質を確保するためにも、保育士等職員の処遇改善や配置基準の拡充が緊急の課題である。

よって、本市議会は、政府及び東京都に対し、下記事項を強く求める。

記

- 1 保育園等から危険な箇所を出してもらい、道路管理者や警察とともに道路・交通の安全点検を合同で行い、市区町村と連携して安全点検を実施すること。
- 2 「危険箇所」の解消に向け、交差点における歩車分離式信号の設置、防護柵（ガードレール）や横断歩道の設置、縁石による歩車分離や歩道の確保、警戒標識・路面標示の設置など、有効な対策を市区町村と協力して推進すること。
- 3 車優先の道路・交通政策を見直し、歩行者の安全確保を図ること。
- 4 安全対策のために必要な予算措置を実施すること。
- 5 保育士配置基準を見直し、園外活動における安全確保に必要な保育士等職員の増配置を行うこと。また、非正規職員も含めた保育士等職員の処遇改善を図り、職場への定着や経験の蓄積を促進させること。
- 6 国、東京都、市区町村、警察等、関係各局が連携して安全対策に取り組むための横断的体制をつくること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年6月28日

三鷹市議会議員 石 井 良 司